

福島県最低賃金の引き上げと早期発効について

最低賃金制度は、非正規労働者を含む全ての労働者の賃金の最低額を法律により保障するものであり、毎年、中央最低賃金審議会が作成する目安額を参考に各都道府県最低賃金審議会の審議を経て、地域別最低賃金を決定することとされています。

政府は、平成25年の経済財政運営と改革の基本方針及び日本再興戦略において最低賃金引き上げの意向を示し、さらに、平成28年6月に閣議決定したニッポン一億総活躍プランにおいて「毎年年率3%程度を目途とした引き上げにより、全国加重平均1,000円を目指す」との具体的な目標を掲げました。

現在の福島県最低賃金は、時間額で772円となっており、この金額は、政府の目標金額とはほど遠く、また、全国でも31位と低位にあります。福島県最低賃金の全国水準との乖離是正は、県内の労働者・生活者のセーフティネット強化や内需拡大はもとより、県内の人手不足解消及び生産年齢人口流出の抑制に効果があると見込まれます。

よって、下記事項について特段の措置を講じるよう、強く要請いたします。

記

- 1 福島県最低賃金を、政府の「毎年年率3%程度を目途に引き上げ、全国加重平均で1,000円を目指す」との決定に沿って、相応の引き上げを行うこと。
- 2 福島県内の労働力確保、人口流出抑制を見据えた金額とするこ

と。

3 中小・地場企業に対する支援策等を強化し、最低賃金の引き上げを行う環境を整備すること。

4 一般労働者の賃金引き上げの時期を踏まえ、福島県最低賃金の改定諮問時期を可能な限り早め、早期の発効に努めること。

ここに、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出いたします。

平成31年3月18日

会津若松市議会議長 目黒 章三郎

あて

内閣総理大臣

厚生労働大臣

福島労働局長

その他関係筋